

令和6年4月1日  
から適用

# 障害者総合支援法の 対象となる難病が追加されます

「障がい福祉サービス等<sup>※1</sup>」の対象となる疾病が、  
**366から369へ拡大**されます。

対象となる方は、障がい者手帳<sup>※2</sup>をお持ちでなくても、  
必要と認められた支援が受けられます。

※1 障がい福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
(障がいの場合は、障がい児通所支援と障がい児入所支援も含む)

※2 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳

## 対象となる方

※対象疾病の一覧は厚生労働省のホームページでご確認いただけます。



### ◆対象疾病に該当する方

※令和6年4月1日から新しく追加される疾病

- ・MECP2重複症候群
- ・線毛機能不全症候群  
(カルタゲナー症候群を含む。)
- ・TRPV4異常症

※令和6年4月1日に表記を変更する疾病

【旧】令和6年3月31日まで	【新】令和6年4月1日以降
神経フェリチン症	脳内鉄沈着神経変性症
成人スチル病	成人発症スチル病
禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	HTRA1関連脳小血管病
ペリー症候群	ペリー病
マルファン症候群	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群

## 手続き

- ◆対象疾病に罹患していることがわかる<sup>りかん</sup>証明書（診断書など）を持参し、お住まいの市区町村の担当窓口にてサービスの利用を申請してください。
- ◆障がい支援区分の認定や支給決定などの手続き後、必要と認められたサービスを利用できます。（訓練系・就労系サービス等は障がい支援区分の認定を受ける必要はありません）
- ◆詳しい手続き方法については、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

大阪府 福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課 制度推進グループ

電話 06-6941-0351 (内線2464、4145)

FAX 06-6942-7215

ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jiritushien/>